

河川法第55条（河川保全区域）の許可申請

河川に近接して行う行為は、堤防や護岸などの河川管理施設を損傷又は脆弱にし、洪水時などに災害を招くおそれがあります。

そのような災害を未然に防止するため、次に掲げる区域（河川保全区域）における一定の行為については、河川法の規定に基づく許可が必要です。

◎制限を受ける区域（河川保全区域）（朝霞県土整備事務所管内）

水系	河川名	河川保全区域
荒川	新河岸川	河川境界から30m以内
	柳瀬川	河川境界から20m以内
	黒目川	河川法第6条第1項第1号の境界から30m以内
	白子川	河川法第6条第1項第1号の境界から20m以内
	越戸川	河川法第6条第1項第1号の境界から20m以内

※詳細は管理担当の窓口にある図面でご確認ください。

◎制限を受ける行為

- 1 土地の掘削・盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為（耕耘を除く）
→宅地造成、土地の嵩上げなど
- 2 工作物の新築又は改築
→建築行為、埋設工事など

◎制限の内容

以下は河川保全区域における原則的な制限の内容です。具体的な内容については窓口で事前にご相談ください。

1 盛土の場合

(1) 無堤部（＝河川に堤防がない区間）

- ・原則として河岸から3.25m以上離れた地点から行うこと。
- ・河岸から1m離れた点を起点とした2割勾配高以下とすること。
- ・土留等災害防止のために必要な措置をとること。

(2) 有堤部（＝河川に堤防がある区間）

- ・堤防裏法肩地点を起点とした2割勾配高以下とすること。
- ・堤防と盛土の間に水溜まりが生じないように堤防裏法部分も盛土すること。
(別途、河川法第27条に基づく許可も必要となる場合があります。)

2 掘削・切土の場合

(1) 無堤部

- ・原則として河岸から3.25m以上離れた地点から行うこと。
- ・その位置を起点とした2割勾配線より掘削や切土が深くないこと。

(2) 有堤部

- ・原則として堤防裏法尻から3.25m以上離れた地点から行うこと。
- ・その位置を起点とした2割勾配線より掘削や切土が深くないこと。

3 工作物の場合

(1) 無堤部

- ・原則として河岸から3.25m以上離れた位置に設置すること。

(2) 有堤部

- ・堤脚から10m以内の場合は、堤脚を起点とする2割勾配の線より深くならないこと。
- ・堤脚から10mを超えて20m以内の場合は深さ10mを超えないこと。
- ・基礎杭などの連続地中壁構造等でない工作物については、上記の深さを超えて設置が可能な場合があります。

なお、河川保全区域内であっても、河川管理施設の敷地から5m以上離れた場所における以下の行為は許可が不要となる場合があります。許可が必要か否かは、予定している行為の内容や河川の状況によって異なりますので、事前にご相談ください。

- ・コンクリート造・石造・れんが造等の堅固なものを除く工作物の新築又は改築
- ・貯水池・水槽・井戸・水路等の水が浸透するおそれのあるものを除く工作物の新築又は改築
- ・高さ3m以内の盛土（堤防に沿う部分の長さが20m以上のものを除く）
- ・深さ1m以内の掘削又は切土

◎申請書の添付図書（工作物の場合の例）

- 1 位置図、案内図 ……住宅地図など申請地の所在が明確にわかるもの。
- 2 平面図 ……配置図や土地利用計画図など、河川と工作物の位置関係が記載されたもの。河川境界線及び河川保全区域線を表示すること。
- 3 横断面図 ……設置する工作物と河川との距離が最小となる箇所で作成し、平面図に作成箇所を図示すること。河川と工作物の位置関係が記載されたものとし、基礎部分など地下構造も表示すること。有堤部については2割勾配の線も表示すること。
- 4 構造図 ……建物や擁壁など設置する工作物の構造等に関する詳細図（平面図、立面図、基礎工配置図、断面図、配筋図、外構構造図等）。※建築確認等の図面を基に作成したもので可。
- 5 現況写真 ……申請地の現況及び河川との位置関係が確認できるカラー写真。撮影方向を図示すること。

※必要に応じて、他の添付書類の提出をお願いすることがあります。

- 6 提出部数 ……正副各1部 計2部

問合せ先：埼玉県朝霞県土整備事務所 管理担当

電話：048-471-4625（直通）

所在地：朝霞市浜崎678

JR武蔵野線北朝霞駅 又は

東武東上線朝霞台駅から徒歩約5分

許可申請書

令和〇〇年〇〇月△△日

埼玉県朝霞県土整備事務所長

申請者住所 〇〇市▼▼1-2-3

ふりがな
氏名 けんど たろう
県土 太郎

(連絡先/TEL)

▲▲▲設計(株) 担当: ▼▼

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別紙のとおり 河川法 第 55 条 の許可を申請します。

(工作物の新築、改築、除却)

1 河川の名称

荒川水系 ◇◇川 左岸

2 目的

宅地造成 及び 戸建住宅新築のため

3 場所

〇〇市〇〇1丁目××番

4 工作物の名称又は種類

専用住宅 及び 土留め擁壁

5 工作物の構造又は能力

- ・住宅1棟(軽量鉄骨造2階建て) 及び 外構一式
 - ・L型コンクリート擁壁(H=1.50m、L=15.00m)
- 申請書添付図面のとおり**

6 工事の実施方法

請負工事

7 工期

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日から
令和 △△ 年 △△ 月 △△ 日まで

◎添付図書 (工作物の場合の例)

- 1 **位置図、案内図** …住宅地図など申請地の所在が明確にわかるもの。
 - 2 **平面図** …配置図や土地利用計画図など、河川と工作物の位置関係が記載されたもの。河川境界線及び河川保全区域線を表示すること。
 - 3 **横断図** …設置する工作物と河川との距離が最小となる箇所で作成し、平面図に作成箇所を図示すること。河川と工作物の位置関係が記載されたものとし、基礎部分など地下構造も表示すること。有堤部については2割勾配の線も表示すること。
 - 4 **構造図** …建物や擁壁など設置する工作物の構造等に関する詳細図(平面図、立面図、基礎工配置図、断面図、配筋図、外構構造図等)。
※建築確認等の図面を基に作成したもので可。
 - 5 **現況写真** …申請地の現況及び河川との位置関係が確認できるカラー写真。
撮影方向を図示すること。
- ※必要に応じて、他の添付書類の提出をお願いすることがあります。
- 6 **提出部数** …正副各1部 計2部